

ご家庭に持ち帰り、ご家族とご一緒にお読みください

健保だより

2021年12月

第235号

広島県自動車販売健康保険組合

〒733-0036 広島市西区観音新町2-4-25 TEL (082) 292-8643 FAX (082) 292-8779
http://hj-kenpo.or.jp

令和3年度健康保険組合全国大会

—未来のため、皆保険を守るため、全世代で支え合う制度の構築へ—

去る10月19日、東京国際フォーラム（東京都千代田区）で令和3年度健康保険組合全国大会が開催されました。今年度は、来場者数に上限を設け、オンラインでライブ配信を行うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底した上での開催となりました。

「未来のため、皆保険を守るため、全世代で支え合う制度の構築へ」をタイトルに掲げた今大会では、誰もが安全・安心な医療を受けられる国民皆保険制度を堅持し、未来に引き継いでいくという決意のもと、3つのスローガンを含む決議を健保組合関係者の総意として採択されました。

一、国民が安心できる安全で効率的な医療の実現

一、現役世代の負担軽減と世代間の公平性の確保

一、健康寿命の延伸に向けた保健事業のさらなる推進

健康保険組合連合会では、「健康保険の現状」をテーマとしたショートムービー「健保寄席」を制作し、令和4年3月19日まで公開していますので、ご覧ください。



健康保険組合の現況（令和3年10月末現在）

1. 事業所数 17社	4. 平均年齢 40.90歳（男41.83歳、女36.23歳）
2. 被保険者数 4,034人（男3,367人、女667人）	5. 被扶養者数 4,026人
3. 平均標準報酬 363,954円（男384,870円、女258,372円）	6. 前期高齢者数 225人

令和4年1月から順次 健康保険法が変わります

給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の在り方を見直し、すべての世代で広く安心を支える「全世代対応型の社会保障制度」目指して、このほど健康保険法が改正されました。

改正法は、令和4年1月より順次施行されます。



主な改正内容

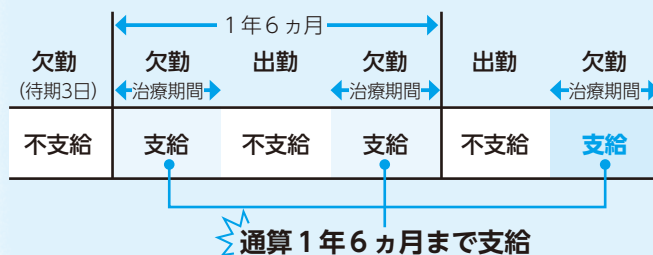
① 傷病手当金の支給期間の通算化

施行時期 ● 令和4年1月1日

傷病手当金：病気やけがで連続して3日以上仕事を休み給料が受けられないとき、4日目の休みから支給される手当金

現在、傷病手当金の支給期間は、支給開始日から1年6ヵ月以内とされ、その間、出勤により傷病手当金が不支給の期間があっても、1年6ヵ月経過後は支給されないこととなっています。しかし、長期間にわたり入退院を繰り返しながら仕事と治療の両立を目指すケースが増えていることから、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長し、通算して1年6ヵ月まで傷病手当金が支給されることとなりました。

改正後の傷病手当金



② 任意継続被保険者制度の見直し

施行時期 ● 令和4年1月1日

任意継続被保険者制度：健康保険の被保険者が、退職後も2年間は退職前の健康保険の被保険者になれる制度

(1) 保険料の算定方法の見直し

現在、任意継続被保険者の保険料は「①被保険者の退職前の標準報酬月額または②加入する保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうちいずれか低い額」に保険料率を掛けた額となっています。これが、健保組合の規約により「①被保険者の退職前の標準報酬月額」とする

ことも可能になりました。

(2) 任意脱退が可能に

現在、任意継続被保険者制度は一度加入すると最大2年間加入し続けることとなっています。これが、被保険者の申請により、資格喪失（任意脱退）を認めることとなりました。

③ 育児休業期間中の保険料の免除要件の見直し

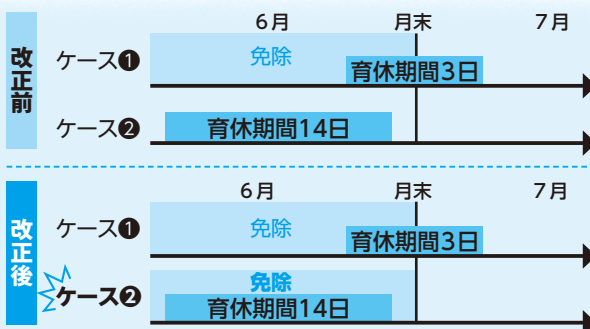
施行時期 ● 令和4年10月1日

育児休業期間中の保険料免除：育児休業等を取得している期間は、保険料負担の全額（賞与保険料を含む）が免除される

現在、月末時点で育休を取得している場合に当月の保険料が免除される仕組みとなっています。これが、短期間の育休取得に対応し、月末時点で復職していても、その月内に通算2週間以上の育休を取得した場合は、当月の保険料が免除されることとなりました（右図）。

また、賞与保険料は、1ヵ月超の育休取得者に限り、免除対象とされることとなりました。

短期間の育休



④ 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

施行時期 ● 令和4年度後半

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療で、現役並み所得者以外で課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上*の被保険者の窓口負担割合が、現在の1割から2割に引き上げられます。

* 単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上。

かかりつけ医って何？

健康管理の
パートナーを見つけよう

コロナ禍で「かかりつけ医」の重要性が高まっています。

コロナ禍で「発熱等の症状が見られたらかかりつけ医に相談」という表現を目にする機会が増えました。健康で医療機関を受診する機会が少ない方は、どうすればいいか戸惑ったのではないのでしょうか。

かかりつけ医は患者の持病や体質などを把握し、普段から健康管理のパートナーとして相談に乗るだけでなく、治療に必要な適切な医療機関を紹介する役割があります。費用の面でも、紹介状なしでいきなり大病院を受診すると特別料金（5,000円以上）がかかりますので、まずはかかりつけ医を受診することが大切です。

それではどうやってかかりつけ医を決めればいいのかでしょうか。定期的に受診する機会がある方は、その医師がかかりつけ医と考えていいでしょう。定期的な通院がない方は、自宅の近所で受診したことのある医院などが候補になります。地域の評判やインターネットなどを参考に、いざというときに頼れる医師を普段から探しておきましょう。



かかりつけ医とは…

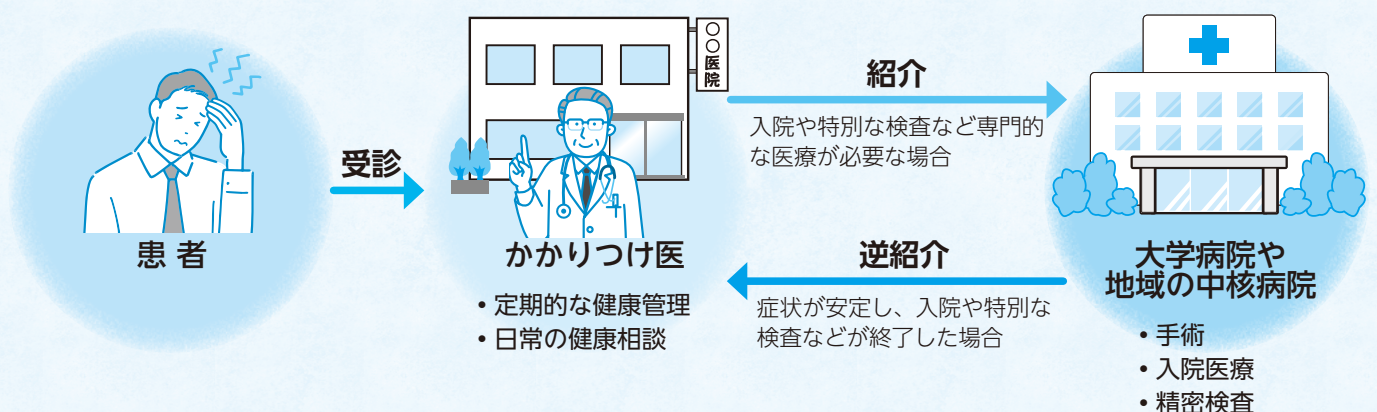
かかりつけ医とは「健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師」（日本医師会の定義）のことです。受診しやすく相談しやすい近所の医師で、高度な治療が必要な場合は紹介状を書いて大病院など適切な専門の医療機関を紹介します。日本では自由に大病院を受診できますが、海外ではかかりつけ医の紹介がなければ大病院を受診できない制度となっている国もあります。

イギリスのかかりつけ医(家庭医)制度

イギリスの健康保険制度では、かかりつけ医を登録しておき、まずその医師の診察を受けることになっています。かかりつけ医の紹介状がなければ大病院を受診できません。

かかりつけ医の役割と医療機関の役割分担

かかりつけ医の重要な役割の一つは、大病院など適切な医療機関と連携し必要に応じて紹介することです。医療の役割分担で、限られた医療資源を有効活用し、効率的に医療を提供できます。



オンライン診療が恒久化される予定です

現在、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、初診から電話やインターネットによる「オンライン診療」が利用できるようになっています。このオンライン診療について、政府は令和4年度から恒久的に行えるようにする方針です。初診からオンライン診療を利用できるのは、かかりつけ医が原則で、かかりつけ医がない場合は健診結果の提示などの条件が定められる予定です。



● 医療費通知書をお送りしました。

被保険者やご家族の方が、病気やけがで医療機関を受診したときの医療費及び柔道整復施術療養費について定期的にお知らせしています。

今回のお知らせは、5月から8月に受診した医療費と、7月から10月に支給決定した柔道整復施術療養費について「医療費通知書」をお送りしました。

また、柔道整復施術療養を長期で受療されている方へ、別途お知らせしています。

これら医療費等は皆さまが医療機関等の窓口でお支払いする費用と、月々のお給料から納付されている大切な保険料が財源になっていることを正しくご認識いただき、日々の健康管理に気をつけて医療費等の節約にご協力をお願いします。

医療費通知を受け取ったら、医療機関や薬局等の領収証と間違いがないかチェックしていただき、日数や金額が相違している場合は、ご面倒でも健康保険組合にお知らせください。

医療費通知書は、現在世帯単位でまとめて行っています。家族間の情報提供とはいえ本人の同意が必要となりますが、健康保険組合の事務負担などが膨大であるため、厚生労働省のガイドラインによって黙示による包括的な同意が得られているとの考え方が示されています。

このことにより、世帯単位での医療費を通知することとしていますので、ご家族の方で同意されない方は、当健康保険組合までご連絡ください。

○ 医療費控除では医療費通知書も添付書類に使えます。

1年間の医療費支払額（高額医療費などで健康保険組合から給付した額を除く。）がご家族で10万円を超える場合は医療費控除を受けることができます。

医療費控除の申告の手続きが、従来の医療費等の領収書等の添付に代わり、医療費通知書を添付することでも申告ができるようになっていきます。

医療費通知書により申告するときの留意点としては、医療費通知書の発行には医療機関の受診から時間がかかるため反映されていない部分については、医療費の領収書から作成した明細書を添付することになります。また実際に支払った額と一致しない場合には、申告者自身に実際に負担した額に訂正して申告していただくこととなります。

なお、当組合ホームページの申請書一覧には医療費通知書交付申請書がありますので、紛失された方や医療費控除等で必要な方は申請ください。

制度の仕組みや対象など詳しい内容については、最寄りの税務署などでご相談ください。

セルフメディケーション税制

税金が
安くなる!

市販薬を購入したら領収書(レシート)を大切に保存しておきましょう。1年間に家族で購入した合計額が12,000円を超えた場合、税務署で「セルフメディケーション税制」の申告を行うことで、医療費控除を受けて税金の還付が受けられます(控除上限88,000円)。対象となる市販薬にはパッケージにマークが付いています。

このマークが
目印です

セルフメディケーション
税 控除 対象



対象商品のレシート(領収書)には、商品名、金額、セルフメディケーション税制の対象商品であることが記載されています。

利用には健診の受診やインフルエンザワクチンの接種など健康を守るための取り組みが必要です。詳しくは国税庁のWEBサイトなどでご確認ください。

※セルフメディケーション税制を利用すると、従来の医療機関での支払いに対する医療費控除は受けられなくなります。

● 現金給付の12月最終支払日について

傷病手当金、出産手当金などの現金給付について、12月の最終支払日は次のとおりです。

- ・令和3年12月21日受付分までを、令和3年12月27日にお支払いします。

健康保険組合では、年末年始の12月29日(水)から1月3日(月)までを休業日とさせていただきます。加入者等の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。